

「消費者団体訴訟制度シンポジウム in 東京」議事概要

日 時 平成18年11月21日(火) 13:00～16:10

場 所 浜離宮朝日ホール「小ホール」

プログラム

開会

主催者挨拶 平沢 勝栄 内閣府副大臣

基調講演「消費者政策の歴史における消費者団体訴訟制度の意義と役割」

松本 恒雄 氏 (一橋大学大学院法学研究科教授)

パネルディスカッション「消費者団体訴訟制度の導入にあたって」

【パネリスト】

松本 恒雄 氏 (一橋大学大学院法学研究科教授)

三木 浩一 氏 (慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授)

佐々木 幸孝 氏 (日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員)

大村 多聞 氏 (三菱商事株式会社理事)

磯辺 浩一 氏 (消費者機構日本理事・事務局長)

井内 正敏 (内閣府国民生活局消費者企画課長)

【コーディネーター】

山脇 岳志 氏 (朝日新聞「くらしとマネー取材班」キャップ)

1. 主催者挨拶

冒頭、内閣府を代表し、平沢勝栄内閣府副大臣から挨拶があった。

2. 基調講演 (松本 恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授)

「消費者政策の歴史における消費者団体訴訟制度の意義と役割」と題して、松本恒雄氏 (一橋大学大学院法学研究科教授) から、基調講演がなされた。

3. パネルディスカッション

各パネリストが、それぞれの立場から本制度についてコメントをした後に、コーディネーターを中心に以下のような点を中心に議論がなされた。

(訴訟前の交渉における事業者名の公表について)

・和解に至った場合は、裁判外の交渉であっても、訴訟上のものであっても、内閣府に報告を受けたものは内閣府から公表される。(内閣府)

- ・適格消費者団体の立場としては、和解に該当しないものであっても同種の被害が非常に多発していて、広く知らせる必要があるという判断が伴った場合は、公表することもあり得る。(磯辺氏)

(クラスアクションについて)

- ・クラスアクションが団体訴訟制度になじむかどうかは、クラスアクションのどの点に着目するかによる。当事者適格の点では、消費者団体訴訟制度は行政が事前に認定した適格団体が当事者となる一方で、アメリカのクラスアクションは被害に遭った人達、クラスメンバーの中から裁判所が個々の事件ごとに認定するため、両者は相容れない。他方、被害者をオプトアウト型で集めて損害賠償請求権を集団行使するという点では、団体訴訟制度と接合させることは可能であり、そのような立法を採用するかどうかは、まさに将来の課題である。(三木氏)
- ・損害賠償請求制度のあり方については、司法制度全体の根幹に関わる問題であり、消費者問題だけで検討することは反対である。(大村氏)
- ・クラスアクションの弊害の指摘があったが、アメリカの司法状況をもとにクラスアクションが日本になじまないとするのは、早計ではないか。(佐々木氏)

(消費者団体訴訟制度における国民生活センターの役割について)

- ・国民生活センターは、自ら適格消費者団体になるのではなく、PIO-NET 情報といった情報提供の面で役割を果たす。(内閣府)
- ・適格消費者団体が申入れをする場合、被害の状況を全国的に把握するために、PIO-NET 情報は重要である。さらにケースによっては、相談を受けた地方公共団体から、さらに具体的な情報の提供を受けることが必要となる。(磯辺氏)

(差止めの内容について)

- ・差止請求において、約款の廃棄を求めることは可能だが、内容の改変を求められるかは、事業者側には活動内容について一定の裁量があるのでどこまで縛れるかは議論がある。(三木氏)

(標準約款の差止めについて)

- ・事業者団体の標準約款は推奨行為にあたり、差止請求の対象になっていない。(内閣府)
- ・推奨行為を差止めの対象にしないと、例えばモデル約款に不当な契約条項が含まれていた場合、個々の事業者ごとに差止請求をしなければならないということになり、

根本的な解決にならないのではないか。(佐々木氏)

- ・推奨行為を差止めの対象とするかについては、国民生活審議会の消費者団体訴訟制度検討委員会では、推奨行為の範囲について詰めきれなかったと認識している。推奨行為も差止め対象とすべきであり、数年後の法改正時の課題である。(磯辺氏)

(適格消費者団体への財政的な支援について)

- ・財政的基盤があることが適格消費者団体の要件になっていることもあり、国が補助金を出すということにはなっていない。認定NPO法人制度などの税制面について適用可能な制度を活用してもらうように情報提供をしていきたい。(内閣府)
- ・政府に監督されず、自由な運営を目指すのであれば、補助金は考えられず、税制の支援が限度だろう。(大村氏)
- ・現在実施されている地方公共団体の消費者訴訟の支援制度を、適格消費者団体にも拡充できないかが今後の課題となる。(磯辺氏)

(適格消費者団体への寄附について)

- ・本来訴えられる側の事業者が適格消費者団体を支援することは利益相反ではないか。将来的に企業の社会的責任として寄附をすることがあったとしても直接寄附をすることは企業のひも付きとなってしまうため、考えにくい。(大村氏)
- ・消費者団体訴訟制度の公益性に照らし、善意の事業者の存在はあると考え、賛助会員の制度を設けている。(磯辺氏)
- ・消費者支援基金は、適格消費者団体の活動が公正かつ健全な市場づくりに貢献し、このことは消費者にとってのみならず、誠実な事業者にとっても利益となることから、事業者及び消費者の両方に寄附を呼びかけている。この点、損害賠償請求において賠償金を被害者に分配しきれないような場合に、提訴する主体とお金を受領する主体を分離し、透明性のある基金が受け皿となり、適格消費者団体の活動を支援するという間接的な形も考えられる。(松本氏)

(退去時における原状回復費用返還請求訴訟について)

- ・賃貸借契約における敷引特約や自然損耗分を含めて原状回復義務を借主に負担させるという契約条項について、消費者契約法10条違反により無効という裁判例が数多く出ているが、消費者団体訴訟制度ができたことと関わりがあるわけではないが、消費者契約法が成立したことにより、それ以降このような考え方が裁判上定着するようになったといえる。(佐々木氏)
- ・原状回復費用の返還はそれ自体金銭請求であり、今回の団体訴訟の対象ではない。原状

回復の費用を借借人負担とするような貸借契約の条項の使用について原告である適格消費者団体が差止請求訴訟を起こし勝訴した場合には、差止訴訟が対世効という法律上の効力を持つ訳ではないが、事業者は約款を原告以外の人に対しても使用できず、事実上、差止訴訟は全員に利益が及ぶことになる。(三木氏)

(以上)